八三・〇五	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、椅子貼り用又は梱包用のもの）			
八三〇五・一〇	書類とじ込み用金具	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八三〇五・二〇	ストリップ状ステープル	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八三〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八三・〇六	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類するものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八三・〇七	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八三・〇八	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用するものに限る。）、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八三・〇九	卑金属製の栓及び蓋（王冠、ねじ蓋及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八三一〇・〇〇	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八三一一	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又は芯に充塡したものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品			
八四・〇一	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器			
八四〇一・一〇	原子炉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇一・四〇	原子炉の部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇二	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー			
八四〇二・一一	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	ＣＴＳＨ（第八四〇二・一二号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
八四〇二・一九	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇二・二〇	過熱水ボイラー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		

八四〇二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇三	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）			
八四〇三・一〇	ボイラー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇三・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇四	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器			
八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇四・二〇	蒸気原動機用復水器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇四・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇五	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）			
八四〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
八四〇五・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇六	蒸気タービン			
八四〇六・一〇	タービン（船舶推進用のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇		
	その他のタービン			
八四〇六・八一	出力が四〇メガワットを超えるもの	ＣＴＳＨ（第八四〇六・八二号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
八四〇六・八二	出力が四〇メガワット以下のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇七	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・〇九	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇		
八四・一〇	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機			
	液体タービン及び水車			
八四一〇・一一	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	ＣＴＳＨ（第八四一〇・一二号又は第八四一〇・一三号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		
八四一〇・一二	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの	ＣＴＳＨ（第八四一〇・一一号の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇		